

官吏層再建法（1933年4月7日）に関する一考察

山本達夫

目次

はじめに

1. 第三帝国初期の反ユダヤ現象
 1. 1. 下からのテロルと上からの政策
 1. 2. 反ユダヤ個別行動とボイコット禁止令
 1. 3. 第三帝国初期の反ユダヤ現象と官吏層再建法
2. 官吏層再建法
 2. 1. 官吏層再建法の前史
 2. 2. 排除されるべき官吏
 2. 3. 官吏層再建法の完成
 2. 4. 官吏層再建法の発布
3. 官吏層再建法の影響

おわりに

はじめに

1933年4月7日に発布された官吏層再建法 Gesetz zur Wiederherstellung des Berufsbeamtentumsは、第三帝国における最初の反ユダヤ立法であった。「アーリア条項Arierparagraph」として有名なその第3条第1項は、「アーリア系でない官吏は、退官させることができる」と定めていた。⁽¹⁾この法律が標的としていたのはなるほどユダヤ人だけではない。いわゆる「政治的に信用のおけない者politisch Unverlässige」も同法の重要

平成16年9月13日受理

な適用対象としてあった。しかしあとで見るように「政治的に信用のおけない者」としてユダヤ人が第一に想定されていたことは明らかであり、その意味で官吏層再建法は第三帝国のユダヤ人政策の法的な出発点だったのである。

立法面からみた場合、ナチ体制下でのユダヤ人の生存基盤を消滅させたのは、1938年11月12日の「ドイツ経済活動からのユダヤ人の排除のための政令」⁽²⁾である。実際この排除令は、ドイツ・ユダヤ人が将来にわたってドイツで生活する可能性を事実上全否定する行政措置であった。しかし官吏層再建法と「アーリア条項」は、この立法を導き出す最初の重要なきっかけを与えたのである。

第三帝国のその後のユダヤ人政策の全過程に決定的に作用した官吏層再建法とその「アーリア条項」は、しかし最初から大きな射程をもつ法規として制定されたわけではない。当初官吏層再建法が想定していた適用範囲は、文字通り官吏（職員、労働者も含む⁽³⁾）の領域であった。この限りにおいて、官吏層再建法は限定的な性格の立法であった。しかし同時に、同法は膨張的性格も有していた。もともと「ユダヤ人問題」は、ナチズム運動の主たる支持基盤である中間層の動向とも密接に関連し、体制としてのナチズムの行方——その維持と展開——を左右する大きな要因としてあった。逆にいえば、それだけいっそう慎重な取り扱いを要する問題でもあったのである。官吏層再建法の二面的性格は、ナチズム体制における「ユダヤ人問題」のこうした性格を反映したものであった。

官吏層再建法の限定的性格と、のちの経済立法に連なるその膨張的性格を、ナチズム運動のダイナミズムとの関連の中でとらえ、第三帝国のユダヤ人立法における官吏層再建法の位置づけを明確にすること。これが本稿の目的である。その際、第三帝国のユダヤ人政策を実務的に遂行するにあたってきわめて効率的に機能したドイツ官吏層のナチ化という側面にも注目しなければならない。膨大な対ユダヤ人立法の草案化と強制力のある法令としての布告、施行、必要に応じた改訂作業が迅速に摩擦なく遂行されたことは、官吏層のナチ化という事実を抜きにしては考えられない。彼らを国民社会主義的精神で満たすシステム⁽⁴⁾の土台を築いたのも、官吏層再建法であった。

1. 第三帝国初期の反ユダヤ現象

1. 1. 下からのテロルと上からの政策

ナチズムのユダヤ人政策を立法行政の側面から詳細にあとづけたアーダムは、その『第三帝国のユダヤ人政策』の中で、ナチ政権初期のユダヤ人政策には「きわめて効果的な政治とテロルとの相互結合の図式」を見てとることができる⁽⁵⁾とのべた。ここでいう「政治とテロル」とは、国家指導 Staatsführung と、いわゆる国民の意志 Volkswille の体現としての個別行動 Einzelaktion を指している⁽⁶⁾のであるが、アーダムは両者の関係をつぎのよ

うに定式化している。すなわち、最初にまず『テロ＝国民の意志』が一定の『状況』を作り出し、そのあとで『国家指導＝政治』が行政的な反ユダヤ措置を導入し、それを正当化するために先の状況を利用する、と。⁽⁶⁾

ナチ政権が発足して間もないこの時期には、たしかに部分的には国家指導部中枢の日和見主義的発言に由来すると思われる矛盾も散見されるが、全体として、党員大衆による下からの個別行動と上からの行政的措置が必ずしも同じではない、とするアーダムの指摘は重要である。栗原はこれを一步すすめて、この両者の相互作用がアーダムのいう「戦術」には程遠いものであったことを明らかにした。栗原は、ユダヤ商店を標的に繰り返し広げられた1933年4月1日の全国的な反ユダヤボイコット行動に着目し、そこで見られたナチス大衆の暴力行為が反ユダヤ主義的であるだけでなく、中間層、中小経営の利益を中心とした反大経営的反近代的色彩の強いものであり、これが身分制秩序の建設を目標とした「中間層革命」としての性格を有するものであったことを指摘した。⁽⁸⁾そしてこの「下からの反ユダヤ主義」の動きを前にして、安寧と秩序維持の必要性を痛感した経済界と第三帝国指導部が、反ユダヤ行動の主導権を取ろうとして意図的に選択したものが、4月1日の「統制された」ボイコット行動であった、とするのである。⁽⁹⁾そしてアーダムのいう政策としての反ユダヤ立法についても、栗原は、それが反ユダヤ主義大衆行動のさなかに、一面ではそれを沈静化する働きをもって発布されたものであると分析している。⁽¹⁰⁾

アーダムと栗原の論点は以下のように整理できる。すなわち第三帝国初期の反ユダヤ現象は、①下からの反ユダヤ大衆行動（個別行動）と上からの行政措置からなること。そしてその場合、②行動が先行し、行政措置（主として立法）がそれに続くこと、さらに、③行政的措置は個別行動を沈静化させる機能をあわせもつ、ということ。

いまユダヤ営業経営 Gewerbebetrieb に対する公共発注を例にとりて、この点を確認してみよう。⁽¹¹⁾

1. 2. 反ユダヤ個別行動とボイコット禁止令

ここでは、ヴァルク編纂の『対ユダヤ人法令

集』⁽¹²⁾によりながら、ユダヤ営業経営に対する公共発注に関する行政レベルの指示・命令を検証する。

テューリンゲン内務省は1933年3月2日、ユダヤ営業経営への公共発注について、「公共発注に際しては、もっぱら古き良き中間層経営とキリスト教徒の経営のみが考慮される」と発表した。⁽¹³⁾他方ケルン市当局も3月27日付で、「ユダヤ商社は以後、発注に際しては考慮の対象外とする」旨の回覧通達を出している。⁽¹⁴⁾このふたつは、ナチ党による政権掌握直後の反ユダヤ行動主義の高まりの中で出された地方行政レベルの命令の特徴を示したものである。

これに対してライヒ内務省が5月10日付で出した回覧通達では、「権限をもたない組織が、市町村および市町村の諸団体が出す発注に影響を及ぼすことは拒否されるべきである」と述べられていた。⁽¹⁵⁾また、7月6日のヒトラーの「革命終了宣言」⁽¹⁶⁾をうけてライヒ政府は7月14日、公共発注についてつぎのような行政指針を出している：「公共発注は基本的に、これに責任のある公の機関のみが行政当局の決定にしたがって行なうこと。これ以外の諸組織、とくに営業中間層闘争同盟⁽¹⁷⁾がこれに介入することは禁じられる。等価格で供給がなされる場合には、アーリア商社が非アーリア商社に対して優先されるが、それによってドイツ人労働者が職場を失うようなことがあってはならない。」⁽¹⁸⁾

このライヒ政府の指針では、失業問題の解消および雇用創出策が、営業中間層の「ユダヤ人問題」に関する要求を押さえ込んでいることがわかる。同様のことは、「公共発注にあたっては『ドイツ経営』であるとの証明書を付与されている商社が優先されることがあってはならない」とする8月23日付のライヒ経済省の命令についてもいえる。⁽²⁰⁾さらに9月5日付のライヒ経済省の指令ではこう述べられていた：「公共発注に際しては、基本的にはドイツ商社が優先されなければならない。しかしアーリア人の資格を有するか否かについての煩雑な調査はなされるべきではない。こうしたことは雇用創出という最優先の利益に何ら寄与することがないからである。」⁽²¹⁾

以上の指示や指令からわかるように、第三帝国指導部は一方において「ドイツ商社の原則的優先」を認めてはいるものの、経済的合理性の追求

のために、他方では明らかに下からの個別行動の抑制に努めていたのである。

1. 3. 第三帝国初期の反ユダヤ現象と官吏層再建法

多くの一般ナチ党員を個別行動に駆り立てたものは、日常的な利害関係の次元における、彼らのいうところの「真のユダヤ人問題echte Judenfrage」であり、これが反ユダヤ行動として発現する抗議行動の社会経済的な基礎をなしていた。

ナチ・イデオロギーのいう「民族の敵＝ユダヤ人」、および「ユダヤ人問題」のプロパガンダは、それを受ける側の立場を反映して多様に解釈された。「ユダヤ人問題」の解決は、つねに受手の側の具体的な社会的経済的利益と重ね合わせて追求されたからである。「ユダヤ人問題」の存在を肯定し、その解決を追求する動きは、たしかに党員大衆の結束を強め、ナチ運動のダイナミズムの原動力となった。しかし他方においては、現状否定・現状打破のためのエネルギー源ともなったのである。このため第三帝国指導部は、「ユダヤ人問題」を「民族共同体」の維持もしくはそのあるべき発展の方向と対置させながら、しかも同時に、それを統御可能な状態で体制内にとどめおくといい、緊張に満ちた矛盾した課題に直面することになった。第三帝国期を通じて発令された膨大な対ユダヤ人立法は、この矛盾への、国家指導部のその時どきの対応のひとつの結果と見なすことができる。

対ユダヤ人立法の以上のような性格からして、それが最初から「民族の敵」を「民族共同体」の全領域から余すところなく一挙に排除することを狙ったものではありえなかった。最初の反ユダヤ立法が、政権掌握前の激越な反ユダヤ宣伝から想像されるのはほど遠く、限定された一部の領域のみを対象とせざるをえなかった理由はここにある。それが具体的な法律の形として現われたのが、官吏層再建法であった。

2. 官吏層再建法

ヴァイマル憲法第129条の規定によれば、官吏は「法により別に定められない限り」終身雇用さ

れることになっていた。⁽²²⁾さらに官吏には、憲法に基づく権利としていわゆる「既得権」が保証されていた。すなわち官吏は、「法により規定された前提と手続きによる場合のみ、暫時その職を解かれるか、一時的または最終的に免職させられるか、もしくは減俸のうえ他部署へ配置転換される」というものである。⁽²³⁾官吏の権利は、直接「制度的保証」を基礎とするものであった。たとえば終身雇用の原則、免職に際しての法的裏付けの必要性などがこれにあたる。こうした保証の意味するところは、これが国憲に規定された権利であり、また当時の支配的な見解によれば、「それゆえライヒ法もしくは州法によるいかなる変更も受けることがない」のであった。ライヒ裁判所も、「既得権」を最も狭義に解釈する場合でも、そこには常に、官吏が一時的にせよ定年前に解職されないことを請求する権利がふくまれる、との見解を示していたのである。⁽²⁴⁾

ユダヤ人の官吏職からの排除はしたがって、あらゆる潜在的な敵を締め出すことで政権基盤を可能な限り確固としたものにする、というナチ指導部の強い意志を示すものであった。ヒトラー自身、ナチ党が政権を獲得した暁には「あまたの首がころがるだろう」と公言しており、また33年1月4日には、彼は主要ポストからの「共産主義者、社会民主主義者ならびにユダヤ人の排除、および公生活における秩序の再建」を確約したのである。⁽²⁵⁾「敵」の排除ということについて、第三帝国指導部が国家意志の直接の執行者としての官吏層に特別な意義を与えたのは、いわば当然のなりゆきでもあった。新政権にしてみれば、権力の安定をはかり政治目標を追求するためには、官吏層は政治的世界観的に好ましくない分子から「浄化」されなければならなかったし、またこの職業身分は国民社会主義国家の構想にそくして統一的に再編される必要があったのである。⁽²⁶⁾

以下、主としてアーダムの研究、ならびにモムゼンの古典的業績を批判的に継承・深化させたミュール＝ベニングハウスの最新の研究に依拠しつつ、官吏層再建法制定の経緯をたどることにする。

2. 1. 官吏層再建法の前史

ヒトラーの決定的な関与のもとで1920年2月25日に策定されたナチ党綱領には、すでに次のことが要求として掲げられていた。すなわち「国家の指導体制および法律を定める権利は、国家公民にのみ与えられる。ゆえにわれわれは、ライヒ、州あるいは地方自治体であれ、すべての公職には国家公民のみこれに就けるようにすることを要求する。」(第6条)同綱領ではさらに、「国家公民たり得るのは民族同胞のみである」とされ、「民族同胞たりうるのは、その宗教のいかんを問わず、ドイツの血統を有する者である。ゆえにユダヤ人は民族同胞たりえない」(第4条)と定められていた。⁽²⁷⁾

アーダムによれば、公生活および経済生活へのユダヤ人の望ましくない影響を封じ込める構想は、第一次世界大戦勃発以前、政治的反ユダヤ主義がオーストリア同様ドイツでも社会運動において注目し値する潮流となっていたころには、すでにはっきりとした形をとって表われていたという。そこで想定されていたのは、ユダヤ人に認められていた平等権と市民権を取り消し、ユダヤ人解放以前の状態にもどすことであった。⁽²⁸⁾こうした考えは、反ユダヤ主義を明確に打ち出した全ドイツ連盟Alldeutscher Verbandの会長クラスクラフ、Heinrichが、その著書『もし私が皇帝であったらWenn ich der Kaiser wär』(1912年)の中で打ち出していたものであった。全ドイツ連盟が組織として大きな発言権をもっていたことに加え、同著が多くの版を重ねたことで、彼の考えは影響力をました。そしてこのことが、のちの国民社会主義のユダヤ人立法にも決定的に作用したのである。⁽²⁹⁾

クラスは「文化的、道徳的、政治的および経済的な領域における国民生活の健全化」のために、国内在住のユダヤ人を外国人法のもとにおくことを要求し、そのために講じるべき措置の一覧表を提示した。たとえばユダヤ人に禁止されるものとして、官吏、軍人、弁護士、教員の職に就くこと、ドイツの新聞社を共同経営もしくは所有すること、銀行その他の金融機関において支配的な影響力を行使することなどが挙げられていた。また民族異分子Volksfremdeとしてのユダヤ人は、保護を享受する代償として倍額の税金を納めるべ

きとされた。彼はさらに「1871年1月18日現在ユダヤ教団jüdische Religionsgesellschaftに属していた者、ならびにその時点でユダヤ人であった者の子孫は、その片方の親のみがユダヤ人である、またはあったにせよ、すべてユダヤ人である」とした。クラスの掲げた要求は、第一次世界大戦前後に群生したフェルキッシュな諸政党、それらの合流先としてのナチ党内部にとどまらず、政府内外の広範な保守派にとっても共通の了解事項ないし議論の出発点となった。⁽³⁰⁾ つぎに、こうした集団内部における対ユダヤ人立法の試みをいくつか見てみよう。

まずナチ党内では、1931年以降、党全国指導部の内政局（32年12月法制局に統合される）と法制局が、党綱領および『我が闘争』に則した対ユダヤ人法的措置の準備をしていた。もとより国民社会主義の世界観は学問的体系性を欠くものであった。しかしそれだけいっそう、党綱領と『我が闘争』には、イデオロギーと政策の基盤として突出した意義が付与されたのだ。⁽³¹⁾ 内政局長ニコライ Nicolai, Helmut、フォン＝ハイデブランド Heydebrand und der Lasa, Ernst von、法制局長フランク Frank, Hansらが中心となって、ナチ党支配下の国家におけるドイツ在住ユダヤ人の地位についての構想を法律の形にする作業が進められた。この作業の中で浮上したさまざまな覚書や草案の実質的な内容は、久しく取りざたされてきた種々の要求の域を超えるものではなかったが、それでも国家指導部が将来の人種立法においてどのような点を重視しようとしていたのかを垣間みることができる。たとえば「東方ユダヤ人の国外追放に関する緊急法」、「ライヒ籍・国籍法」、「ドイツ被保護民への市民権の付与に関する法律」、「ドイツ・ユダヤ雑種に完全な市民権を付与すべきか」と題する覚書、「人種衛生に関する緊急計画」、「合法状態再建のための法案」などがそうである。⁽³⁵⁾

また、医務参事官ギュット Gütt, Arthurなる人物が1932年夏以来、公衆衛生および人種衛生の問題についてナチ党全国指導部に助言を与えていた。ヒトラー内閣成立直後、彼は党・国家指導部に宛てて「国家の人口政策」に関する覚書を提出している。この中でギュットは「純粹ゲルマン人

種の遺伝形質の選抜育成」、高い価値のある「遺伝形質」の流出を防止し、「低価値異人種」の流入を阻止するという観点から、異人種との「混血婚」の禁止、ユダヤ人を「最も危険な異人種」として外国人法の下におくことを要求した。また彼は、例外法が十分効果的に整備されるならドイツで生まれたユダヤ人の大部分が国外へ移住するだろうと予想していた。⁽³⁶⁾ ギュットの覚書は党の全国指導部と密に連絡を取りながら作成されたもので、そこには党上層部の意向も反映されていた。⁽³⁷⁾

さらに、弁護士ベッカー Becker, Rudolfを座長として、プロイセン政治警察長官、ライヒ宣伝省課長補佐、ベルリン市国家全権委員、プロイセン統計局員、民俗学研究者など8名が名を連ねた共同作業班が法案を作成していた。1933年4月6日付の「ユダヤ人の地位を規定するための法案」⁽³⁸⁾ がそれである。

全6章、22カ条からなるこの法案は、詳細さや規定の専門性、規定の範囲からみて、策定が試みられた対ユダヤ人法の中ではかなり包括的なものであった。冒頭の概念規定では、ユダヤ人がこう規定されていた：ユダヤ人とは、ユダヤ教を信仰する者、もしくは、その両親または祖父母がユダヤ教を信仰していた者で、その両親または祖父母のすべてもしくはその一部がのちにユダヤ教を棄教してもこれに変わらない。（第1章）2分の1ユダヤ人とは、ユダヤ教を信仰していない限りにおいて、両親の一方が第1条でいうユダヤ人であるところの子供である。2分の1ユダヤ人は、ユダヤ人もしくは2分の1ユダヤ人と結婚する場合、再びユダヤ人となる。（第2章）ユダヤ人と結婚している者は、ユダヤ人配偶者Judengatteである。ユダヤ人、2分の1ユダヤ人またはユダヤ人配偶者はすべて、警察がこれを登録しうるものとする。（第3章）

第3章と第4章では、すべてのユダヤ人が加盟を義務づけられる「ドイツ・ユダヤ人連盟 Verband der Juden in Deutschland」、「ユダヤ人評議会Judenrat」（4年ごとに投票で選出）ならびにユダヤ人連盟を監視する「民族監視官 Volkswart」（首相の任命による国家の政治的官吏）⁽³⁹⁾ について述べられていた。

第5章はユダヤ人の法的地位について述べてお

り、ユダヤ人には就業および営業が制限付きで認められていた。官吏層再建法との関連で目を引くのは、「ユダヤ人は、国家、州および地方自治体の官吏ならびに職員たることはできない。ユダヤ人がそのような職に就いている場合、相応の退職金を得た上で退職しなければならない」（第11条a）という規定、およびユダヤ人は国防軍軍属、ライヒスバンク総裁、金融機関の頭取、出版社の編集者、劇場・映画館の館長なそどの職から排除され、医師、獣医、薬剤師、弁護士などの数は、地方自治体における全住民に対するユダヤ人の割合の百分比を超えてはならない、と定められていたことである。⁽⁴⁰⁾

この法案ではさらに、ユダヤ人が一定業種の企業をはじめ、組織、団体の所有者、株主、構成員になることの禁止（第12条）、ユダヤ人子弟がドイツの公立または私立の学校へ通学することの禁止（第14条）、ユダヤ人と非ユダヤ人との間の結婚および婚外交渉の禁止（第15条）、ゲルマン風の名前の禁止、および名前に「J」の文字を付けることの義務づけ（第16条）などが定められた。また、1914年8月2日以降に付与されたユダヤ人の市民権は無効とされ、ユダヤ人が外国籍取得の申請をしない場合は、無国籍となるとされた（第19条）ただし、この規定は、本人とその子孫が完全なドイツ国家市民として認証されたユダヤ人、2分の1ユダヤ人およびユダヤ人の配偶者には該当しない、とされた。⁽⁴¹⁾

第三帝国期にユダヤ人に対して講じられた一連の措置を見渡せば、この「ユダヤ人の地位を規定するための法案」が、のちのほとんどすべての法規を先取りしていたことがわかる。しかしこの法案が包括的な青写真で、それが時間的・戦術的な構想に沿って漸次実行に移されたわけではない。共同作業班が草案に盛り込んでいたのは、久しく保守派にとって絶え間ない不快の源泉をなしていた諸点であり、これらはクラスが最初にその輪郭を総括的に描いていたものであった。⁽⁴²⁾

2. 2. 排除されるべき官吏

官吏層再建法の草案策定に決定的に関与したのは、ライヒとプロイセンの官僚である。このため草案には官吏層独自の要望が織り込まれ、彼らを

とりまく諸問題が反映されることになった。まず指摘できるのは、ドイツ官僚層の一般的傾向である。ドイツ官僚層は、あるいは教育によって伝統的価値観の虜になっていたため、あるいは秩序と見通しの良さを是とする職務観を通じて、おおむね保守的な基本姿勢を維持していた。ヴァイマル共和国の政党民主主義に対するドイツ官僚層の批判的で距離をおいた態度は広く行き渡っており、共和国の最終局面では、こうした態度は部分的に公然たる批判にまでなっていた。この批判は官僚機構のいわゆる「政治化」に向けられたもので、その際引き合いに出されたのは「中立の立場で専門に徹し、責任感に満ちた官吏」という理念型であった。⁽⁴³⁾

保守的官僚の目に、この理念型にもっともそぐわないものとして映ったのが、「所定の基礎教育・職業訓練を受けず、革命以来、政党政治を背景として公共行政に潜入していたいわゆる革命官吏Revolutionsbeamte」であった。⁽⁴⁴⁾元ライヒ経済省の高官で、ナチ政権の成立と同時にライヒ内務次官に抜擢されたプフントナーPfundtner, Hans⁽⁴⁵⁾は、この問題に容赦ない態度でのぞんだ。彼はライヒおよびプロイセンにおける国民的政府の行政措置に関する諸提案」と題する1932年6月の覚書⁽⁴⁶⁾の中で、「官吏層の非政治化Entpolitisierung der Beamtschaft」を要求した。「非政治化」の対象とされたのはいわゆる「黨員手帳官吏Partei-buchbeamte」で、これに該当するのはもっぱら「左翼的」政党に近い立場の官吏であった。⁽⁴⁷⁾プフントナーのみるところ、国民的政府が国家権力を掌握した暁には、緊急措置と長期的措置の2種の措置が講じられる必要があった。前者は、政権掌握ののち数日から数週間の間に講じられるべきもので、自由主義者、民主主義者、とりわけマルクス主義的諸政党に属する者からの「行政機構の浄化」、および「専門的職業訓練を受け、責任感に満ち、国家主義的立場に立った官吏層の再建」を目指すもので、後者は「国家政策全体の根本的な改変への糸口を開き、これを導くことができるよう、国民への体系的宣伝を通じた慎重な準備を必要とする」ものであった。⁽⁴⁸⁾

ただ、プフントナーの主張する「官吏層の非政治化」、官吏層の徹底的な「間伐Durchforstung」

という措置は、ヴァイマル共和国の不況期以来さかんに論じられてきた行政の簡素化、財政支出削減などの議論の一環に組み込まれていたことにも留意しなければならない。官吏削減 Beamtenabbau問題は、当時の一般的合理化論の中で一定の説得力をもって議論されていたのである。たとえばヘッセンの区（簡易）裁判所判事でナチ党員のベスト Best, Wernerが他のナチ幹部と1931年7月に作成した「官吏層と来たるべき国民社会主義運動」という文書には、官吏層の公法的地位と俸給の問題に関連して、「国家の再建と新編成」のためにライヒ、州、市町村で講じられるべき措置が提案されており、公共行政の全領域における「仮借ない経費削減措置」の緊急措置として、以下のようなものが挙げられていたのである：収入に応じて等級づけられた給与削減、州および市町村官吏の俸給をライヒ官吏の俸給に近づけること、官吏の任官と昇進の中止、前線兵士でない職員の解雇、ヴァイマル共和国時代に新設された官庁の廃止もしくは縮小、社会民主党員が多く所長職に就いている公共職業安定所ならびに社会福祉関係のライヒ官庁の廃止、州官庁の統廃合⁽⁵⁰⁾。

プフントナーの覚書やベストの構想においユダヤ人官吏の問題が直接言及されていないことは、彼らがこの問題を等閑視していたことを意味するものではない。国粹的保守主義と国民社会主義は、元来目標の追求という点で思想的に接近していたからである⁽⁵¹⁾。この点についてミュール＝ベニングハウスは、グルフマンの研究を引き合いに出しながら、「敵」の像の混合という、ナチ・イデオロギーに特徴的な性格を指摘している。つまり官吏の任官その他に関して「キリスト教の信奉」が条件として要求される場合、この要求はユダヤ人だけではなく、同時に共産主義者、自由主義者、一部の社会民主主義者などにも向けられ、宗教を口実としてユダヤ人、ナチの政敵、民主主義者、異なる思想信条の持ち主が十把一絡げに扱われたのである⁽⁵³⁾。実際、同じころまとめられた国民社会主義ドイツ法律家同盟 BNSDJ⁽⁵⁴⁾による「国民社会主義法律家の諸要求 Forderungen nationalsozialistischer Juristen」（1933年3月14日）では、判事、弁護士、公証人から排除されるべき集団として、

異人種、マルクス主義的諸政党、すなわち社会民主党と共産党の党員、マルクス主義的な思想をもつ者（判事）が⁽⁵⁵⁾列挙されていた。ちなみに「敵」の像の混合に由来すると思われる対象規定の問題は、のちの官吏層再建法案の検討中に法技術的な問題として表面化している。つまり「敵」を一括して排除できるような一般的な表現をとるのか、それとも対象にしようとする集団を個々に規定・定義して列挙するのか、という問題である⁽⁵⁶⁾。実際に発布された官吏層再建法では、法運用に際する所轄官庁の恣意性を排し全体的統一性を確保するため、対象を一つひとつ列挙する後者の方法が選ばれている。

2. 3. 官吏層再建法案の完成

プフントナーの「国民的政府」が実現したときには、政策担当者たちのあいだで将来の官吏層再建法の輪郭が姿を現わすことになった。その特徴はつぎのようにまとめることができる。すなわち同法は、①政治的敵対者、ならびにナチズムの人種主義イデオロギーによって想定された敵を排除するという基本構想を核とし、②官庁の部署や人員の削減による行政の効率化・合理化という目標の達成も視野に入れつつ、③最終的には強制的同質化政策の重要な一環として機能し、ナチ政権の安定に資する。

1933年3月23日の全権委任法成立から4月7日の官吏層再建法公布までの局面は、法案作成の主導権とそれへの参画をめぐる担当者間の調整期間である。そこで主導的な役割を演じたのは、ライヒ内務省、ならびに32年7月20日の「プロイセンの一撃」⁽⁵⁷⁾によって強制的同質化の先駆けとなっていたプロイセン内務省である。ドイツの総面積の5分の3、総人口の約半数を占め、社会民主党連立政権下で社民党の官吏が多数ポストに就いていたプロイセンの行政については、すでにプフントナーが覚書の中で「行政機構の浄化と簡素化の問題は、ライヒにおけるよりも、なお少しばかり大きな意義を有している」と指摘していたところでもあった⁽⁵⁸⁾。

調整期間の前後には複数の部署からいくつかの草案や構想が提出され、最終的にはライヒ内務省案を基礎としたものが閣議決定される。最終局面

で複数の草案が提出されたとはいえ、これをもってモムゼンのいう「所轄官庁の混沌状態 Ämterchaos」を想定し、「所轄権の混沌状態 Kompetenzenchaos」から一定の方向と射程をもった法律が制定されたと考えるのは誤りである。すでに新官吏法の骨子・核心部分が当事者間で広く共有されていたことを考え合わせるならば、ここではむしろ、「ナチ党および政府筋においては、懸案の例外規定（社会民主党員、ユダヤ人その他の除外）は、なおいっそう厳しくされるのでなければ無期限に維持される、という合意ができていた。」⁽⁵⁹⁾というミュール＝ベニングハウスの指摘に耳を傾ける方が有益である。

なお、ヒトラー個人が官吏層再建法案の策定作業にいかなる影響を及ぼしたのかという問題は、これまでのところ史料的に跡づけられていない。しかし彼が、①1933年3月16日に全権委任法に基づいて講じられるべき措置の一覧表の作成を課題とする委員会⁽⁶⁰⁾を発足させ、この委員会の主たる仕事に官吏法の検討が含まれていたこと、②ヒンデンブルク宛書簡（4月5日付）の中で法案の条文検討作業への自らの関与を認めていること⁽⁶²⁾などの事実からして、少なくとも官吏層再建法の主唱者Initiatorであった⁽⁶³⁾ということはできる。

調整期間の前後に作成・検討された官吏層再建法関連の法案として確認されているのは、つぎのものである。⁽⁶⁴⁾

- ①ヘルシャー案（3月20日）：プロイセン法務省が「非キリスト教徒の司法職への就任を制限する」ことを内容とする法案を、プロイセン國務省Staatsministerium（＝プロイセン・ライヒ全権委員政府）に要請し、同日のうちにプロイセン法務省担当ライヒ全権委員（プロイセン法務次官）ヘルシャーHölscher, Heinrich⁽⁶⁵⁾が送付したものを。
- ②ポーピッツ案（3月23日）：プロイセン財務省担当ライヒ全権委員（＝プロイセン財務大臣）ポーピッツPopitz, Johannes⁽⁶⁶⁾が、ライヒ副首相兼プロイセン担当ライヒ全権委員パーペンの要請を受けて、プロイセン國務省ラントフリートLandfried, Friedrich局長宛に送った「官吏法関係に関する草案Entwurf über Beamten-

rechtsverhältnisse」。ポーピッツはこれをプロイセン内務省第IV局（市町村担当）局長ズーレンSuren, Friedrich⁽⁶⁷⁾と共同で作成し、ライヒ財務大臣シュヴェーリン・フォン・クロージクにも通知していた。なお、このポーピッツ案の内容は④と同一である。

- ③3月25日、ドイツ都市会議事務局が、ライヒ内務省上級参事官で官吏法問題担当官ゼールSeel, Hanns⁽⁶⁸⁾の要請で作成した官吏問題に関する覚書。
- ④3月28日、ライヒ内務大臣兼プロイセン内務大臣フリックの要請を受けたゼールが、ドイツ都市会議議長ムレルトMulert, Oskerに、プロイセン内務省案として送付した「官吏層再建法案Entwurf eines Gesetzes zur Wiederherstellung des Berufsbeamtentums」。この法案は②と同一内容である。
- ⑤3月29日、ナチ党の国会議員団長で官吏問題担当のファブリツイウスFabricius, Hans⁽⁶⁹⁾が、ライヒ内務次官プフントナー宛に送付した「真に徹底的な官吏層の浄化と再編成」を目的とする「官吏の既得権保護ならびに反獵官のための法案Gesetzesentwurf zum Schutz der wohl erworbenen Beamtenrechte und gegen Ämterjägerei」。

3月25日、パーペンは②のポーピッツ案を討議するための関係閣僚会議の開催を3月27日に予定し、招待状を送った。ところがこの会議は、フリックが法案策定作業を自分のもとに集中したために開かれなかった。⁽⁷¹⁾フリックは全権委任法の枠内で諸州のライヒへの強制的同質化を進めていたので、ライヒの法公布前に州の官吏法が公布されることのないようライヒ特権Prärogativ des Reichesを主張したのである。ナチ党独自の法案作成の動き（⑤）に接したフリックは4月1日、「ドイツは今後もっぱらドイツ人によってのみ統治されなければならない」と通告する。⁽⁷²⁾法案を作成したポーピッツも、地方官吏の特別な権利を規定する法律を制定することはあまり考えておらず、むしろライヒの立法権によってのみ実現可能な、あらゆる種類の官吏を包括する根本的な規定を念頭⁽⁷³⁾においていた。最終局面でライヒ法務省に提出されたのは、④の「官吏層再建法案」（プロ

イセン財務省案)と、ライヒ内務省において仕上げられた「公共行政浄化法案 Entwurf eines Gesetzes zur Bereinigung der öffentlichen Verwaltung」(これを⑥とする)、およびその改訂版である「4月3日付改訂官吏層再建法案 Abgeänderter Entwurf eines Gesetzes zur Wiederherstellung des Berufsbeamtentums vom 3. April」(ライヒ内務省案、これを⑦とする)である。

これらの諸法案の関連についてミュール＝ベニングハウスは、モムゼンの古典的研究を踏まえた上でつぎのように推測している。すなわち、ライヒ内務省上級参事官ゼールは②のポーピッツ案を無修正のまま3月28日にドイツ都市会議議長ムレルトにプロイセン内務省案(④)として送った。そして28日以降、ライヒ内務省内で④(=②)をもとに⑥が作成され、これが4月3日にライヒ内務省案(⑦)として提出され、その結果④が修正されることになった、と。以上の経緯を詳細みると、官吏法改定のイニシアティブをとったのはプロイセンで、ライヒ内務省は3月25日のパーペンの動きを受けてはじめてこの問題に関与したことがわかる⁽⁷⁴⁾。ただしライヒ内務省の関与は、プロイセン案を全面的に否定するものではなく、規定の表現を実際的なものにする程度にとどまっていた。たとえば、最終的なたたき台となった法案②(=④)では、望ましくない官吏は全員、理由を示さず一般的に免職できるようになっていたが、ライヒ内務省における最終作業の過程で「以下の規定にしたがって」という文言が挿入されている。また先述したように、「政治的に信用のおけない者」についても、該当集団を個々に列挙する方法に変更された。

フリックは3月31日もしくは4月1日にライヒ内務省案についてヒトラーと協議し、おそくともこの時点までに以下の決定が下された。すなわち裁判官も官吏層再建法の対象とすること、そしてユダヤ人官吏の解職を「白紙委任状」によって各々の官庁に委ねるのではなく(このやり方では、省庁によって異なった、恣意的な処遇が生じるおそれがあるので)、法律を制定して、ユダヤ人官吏を解職するための前提を具体的に挙げるということである⁽⁷⁷⁾。

当初原案からの比較的大きな変更としては、法の布告直前(4月4日)の大統領ヒンデンプルクの介入によるいわゆる「前線将兵付帯条項 Frontkämpferklausel」(第3条第2項)の挿入がある。これによって、①1914年8月1日時点(第一次大戦の開始時)ですでに官吏であった者、②大戦中、前線でドイツおよびその同盟国のために戦ったか、もしくはその父親または子供が戦死した者は、官吏層再建法の適用を免れることになった。この他の適用除外については関係省庁と協議するものとされた。

2. 4. 官吏層再建法の発布

官吏層再建法はナチ政権下で発布された多くの重要な対ユダヤ人法と同様、いわゆる引出し法 Schubladengesetzとして準備された。問題はいつそれを取り出すかであった。以下、同法発布前後の状況を見てみよう。

好ましくない官吏を免職・解職する動きは、実はすでにナチ政権成立の数日後からドイツ各地で個別的に展開されており、官吏の中には自発的に離職する者も出ていた⁽⁷⁸⁾。とくに3月24日の全権委任法の可決後はナチ党员(多くは地方の突撃隊指揮官によって組織された)による暴力的な官吏ポストの篡奪はいつそう激しくなり、ライヒ政府はこれをほとんど制止できない状況に陥っていた。プロイセンにおいては、2月と3月のゲーリングの指令によって多数の官庁の高官や県知事、副知事、警察長官らが強制的に免職されたり一時的に休職処分にされたりしていた。12人の州知事のうちの5人のほか、4人の州副知事、34人中11人の県知事、17人の県副知事、25人の警察長官が職を追われた。プロイセンでのこの官吏層の「浄化作戦」が模範として他の州にも波及した。一部は計画的、また一部は恣意的な「浄化の波」に、「政治的」官吏とならんで、その他の好ましくない官吏も多数のみこまれていった⁽⁸⁰⁾。

こうした動きは3月に入るととくに激しさを増した。クアフルステンダムでは国会選挙の直後ユダヤ人に対する嫌がらせがあり、3月9日には流血沙汰にまでなった。ケムニッツでも3月9日に突撃隊と鉄兜団が裁判所の占拠やユダヤ人官吏に対する辞職の強要を開始し、ユダヤ人が保護拘

禁されるといふ事態も生じた。類似の行動はドイツ全土で大波のように繰り返された。なかでもブレスラウの無法行為はとりわけ常軌を逸脱したもので、地元の警察署長の陣頭指揮のもと地方裁判所が占拠され、3月12日には裁判所が休廷に追い込まれるまでになった。このほかにも3月上旬には、グライヴィッツ、ベルリン、ゲルリッツから反ユダヤ行動が伝えられている。いずれの場合にも「興奮した群衆」が、ユダヤ人裁判官や弁護士が関係している審理中の裁判に押しかけ、これを審理停止に追いやった。⁽⁸¹⁾

党員大衆による暴力行動が各地で過激になっていった理由のひとつに、官吏のポストの需要と供給の間の不均衡がある。ナチ党やその関連組織に属していた多くの「下っ端連中」の大半は職員だった。彼らは身分が保証された官吏の地位を与えられることで自分たちの「総統への忠誠」が認められることを望んでいた。しかし膨大な需要に対して官吏の空きポストは限られており、「下っ端連中」の希望は叶えられないでいたのである。ナチ体制下で新設された治安・抑圧機構のポストも、当面すべての需要を満たすにはいたらなかった。また、ナチ党員による過去の犯罪を免罪するという33年3月21日の大統領令によって「名誉回復」されたナチ党員が職場復帰するという事情も、官吏のポストをめぐる争いに拍車をかけることになった。「ポストの争奪」は、失業の克服という全体的な問題とからめて政治宣伝的な意味合いの中で論じられ、ナチ政権の基盤固めにとって特別の意味をもつものでもあった。⁽⁸²⁾

人事への不当介入がくり返された結果、地方では行政の遂行に支障が生じたところも出はじめ、在職中の官吏たちも不安に駆られた。無秩序・無統制状態の到来が予想されるなか、党・国家指導部も、自らの支配の継続に危機を感じ、ただちに対策を講じる必要に迫られた。状況の主導権を握るためには無統制な「官職篡奪Ämtereroberung」を早急に終わらせ、これを、行政の全段階に適用される統一的法規定によって体系的に継続していく必要があった。⁽⁸³⁾すでにバイエルンをはじめバーデンやヘッセンなどの司法行政担当国家全権委員 Reichskommissar für Justizverwaltungenは、予期される司法、社会の混乱を避けるべく独自に予

防措置を講じていた。とくにプロイセンは、先のゲーリングの指令のほか、3月末から4月初頭にかけてのケルルKerll, Hansの一連の措置により、⁽⁸⁴⁾ユダヤ人の大半が事実上司法から排除された最初の州になっていた。ドイツ全土で発生した既成事実としての無法状態は、これを生み出した数々の非合法の指令が無効とされるのか、それとも法的に追認されるのかという問題を生じさせていたのである。⁽⁸⁵⁾

久しく温められてきた構想をもとに、すでに草案が出来上がっていた官吏層再建法が発表されたのは、以上のような状況においてであった。そして同法に期待されたのは以下の効果であった。すなわち、党による人事への恣意的介入を阻止して官吏層の不安を取り除くとともに、すでに実施されていた免職についてはこれを承認し、計画されていたさらなる人事交替を望み通りの軌道にのせる、ということである。⁽⁸⁶⁾官吏再建法の発布により、「国民的官吏層の再建ならびに行政の簡素化のため、たとえ現行法の規定に則してそれに必要な諸前提が欠けていても官吏は免職され得る」という状態が——部分的には事後的に——適法とされたのであった。

3. 官吏層再建法の影響

官吏層再建法は発布後、多くの改訂法や遂行規定によって補足・拡充された。⁽⁸⁷⁾同法による解職の対象となった官吏は以下の通りである：

- ①官吏としての専門教育を受けていない者（第2条）
- ②共産主義者（1933年7月20日付改訂法による第2条a項）
- ③非アーリア系の出自の者（第3条）
- ④政治的活動歴に問題のある者（第4条）
- ⑤他部署への降格異動を受け入れなかった者（＝実質的な退職強要）（第5条）
- ⑥いわゆる行政の簡素化のための解任（第6条）。

これでわかるように、同法は国民社会主義の政治的・世界観的敵対者たち、すなわち共産党員、社会民主党員、ユダヤ人をはじめ、民主主義者、

反政府主義者、人道主義者、さらにはナチ党員であっても党の方針にしたがわない者などを、中央と地方の行政機構から一掃することを狙ったものであった。

ナチの政敵その他の望ましくない官吏の排除は、官吏の組織化および規律化と並行して行なわれた。従来の官吏の諸組織は、政治的影響力を取り除かれた上で、ナチ党に従属する官吏連盟に統合された。ライヒ政府の「道具」としての官吏連盟の第一の課題は、官吏を、自らの意志をもたない服従へと再教育すること、ナチ党の世界観の普及と強化を目標に官吏を訓練することにあった。ライヒ内務省も総統代理ヘスも、古参の官吏たちを政治的に感化することは困難であると考え、そのため専門能力があり、政治的に信頼の置ける後継者を養成することに、とくに力を入れたのである。⁽⁸⁸⁾

また官吏をナチの諸組織の網の目、たとえば突撃隊SA、親衛隊SS、ナチ法曹家連盟NSRB、ナチ教師連盟NSLB⁽⁹⁰⁾、ナチ自動車軍団NSKK⁽⁹¹⁾、ナチ国民福祉団NSV⁽⁹²⁾および全国防空連盟RLB⁽⁹³⁾などに組み入れていくことは、とりわけ職務上の「勲奨」を通して行なわれた。他方、ナチ党以外の団体や組織への官吏の関与は、ライヒ内務省の回覧通達その他によって禁じられた。⁽⁹⁴⁾こうした直接間接の圧力によって官吏のナチ化が段階的に進められるとともに、第三帝国指導部に対する抵抗は広範にわたって排除された。その意味で官吏層再建法は、官吏層の「新秩序」形成のための法的な基礎を築いたのである。⁽⁹⁵⁾

むしろ官吏層再建法に対する抵抗や実際の施行に際しての限界もあった。同法の実際の運用に当たったのは当の官僚たちであり、行政の最前線で勤務し、法の実務的運用方法や行政的決定の段取りを熟知した彼らは、さまざまなかたちで「消極的抵抗」を試みたといわれる。⁽⁹⁶⁾また専門職官吏の不足のために官吏層再建法の適用が緩和されたり、いったん解任された官吏が再雇用されたりすることもあった。⁽⁹⁷⁾しかし再雇用された官吏に対しては数年にわたり再教育が施され、ナチ党や関連組織で試験されたり、監視が付けられたりした。そのかぎりでは、官吏の再雇用はナチの官吏政策の挫折を意味せず、第三帝国行政の人的ならびに

制度的拡大の過程における恒常的な（とりわけ開戦後の）後継者不足を示していたにすぎないともいえる。⁽⁹⁸⁾

それでは官吏層再建法は実際に人事にどのように影響し、いかなる結果をもたらしたのだろうか。同法は行政の個々の次元や部門によって適用のされ方に大きな違いがあったので、その施行状況や結果を評価することは難しい。しかも個々の官庁がまとめた施行状況を示す数字も、部分的に不完全で手を加えられた見積もりに基づいたものであり、しかもそれは断片的にしか残っていない。⁽⁹⁹⁾それでもミュール＝ベニングハウスは、官吏層再建法が適用された数字をいくつかの中央官庁について調査している。⁽¹⁰⁰⁾

- ・ライヒ財務省（34年3月末）：7万3000名以上の人員のうち、1732名（約2.4%）が同法を適用された。うち現役の官吏は879名（1.2%）。
- ・プロイセン内務省（警察、地方行政を除く、1937年まで）：総数1万3663名のうち885名（6.5%）が同法の適用を受けた。プロイセンを除く州の内務省では、総数1万9339名のうち1187名（6.1%）が同法の適用を受けた。（数字は見積に基づいたもの）
- ・プロイセン警察（33年末まで）：総数8万2000名のうち1476名（1.8%）が同法により解任された。
- ・ライヒ文部省（37年会計年度）：総数22万6327名のうち1万35名（4.4%）が同法の適用を受けた。プロイセン文部省では、同じ年度で総数12万5069名のうち7054名（5.6%）が同法の適用を受け、とりわけ高等教育機関では約半数（45.9%）が同法を適用された。
- ・プロイセン法務省（33年11月現在）：総数4万6850名のうち1632名（約3.5%）が同法の適用を受けた。
- ・ライヒ労働省（34年10月時点）：総数1513名の上級官吏のうち212名（14%）が同法の適用を受けた。⁽¹⁰¹⁾
- ・ライヒ郵政省（34年2月末時点）：総数約23万5000人のうち約5400人が解職された。

ミュール＝ベニングハウスによれば、外務省、

ライヒ経済省、ライヒ戦争省をはじめ、他のライヒ省庁に関する数字は判明せず、また同法によって職員や労働者がどう処遇されたのかも断片的にしか調査できなかったという⁽¹⁰²⁾。従来、官吏層再建法によって免職された官吏の数は、全体の1～2%、約1万5000人から3万人と見積もられてきた⁽¹⁰³⁾。しかし彼女の調査によると、約73万8000人の官吏を抱える国家行政部門だけでも、33年から37年にかけて2万4000人以上、すなわち3.25%が同法の適用を受けたという⁽¹⁰⁴⁾。また彼女は、ライヒとプロイセンの官庁における傾向は州および市町村でもみられるという。そうだとすれば、従来想定されていた以上の官吏、職員、労働者が官吏層再建法による処分を受けたことになる。さらに同法の適用に関しては、潜在的な数字（自発的辞職）があることも忘れてはなるまい。

官吏層再建法第2、2a条によって解任された官吏は恩給の受給資格を失い、次の職が見つかるまでは失業保険に頼らざるを得ない場合がほとんどだった。生存自体が脅かされることも稀ではなかった。政治的理由で解職された場合には、つぎの職探がいつそう困難になったからである⁽¹⁰⁵⁾。

最後に、第三帝国のユダヤ人政策、対ユダヤ人立法過程における官吏層再建法の位置づけを確認し、本稿のまとめとしたい。

おわりに

官吏層再建法は、いわゆる強制的同質化関連諸法とともに、すべての法律や政令、通達が全国規模で統一的に実行に移される基礎を固めた。実際に官吏層再建法が適用された官吏は総数からみれば少ないが、つぎの点は看過されるべきではない。すなわち、二三の官吏が定年前に職を失うということは、それよりもはるかに数の多い在職中の官吏に心理的な圧力をかけたということである。この圧力は、繰り返されるアンケート調査、回覧通達による職務上の要請もしくは上司からの「勧告」、さらには官服用新聞や党組織の呼びかけによって体系的に高められ、多くの在職中の官吏とその家族を、生計の喪失をもって脅したのである⁽¹⁰⁶⁾。その際、多くの官吏が抱いた自身の地位の安泰に対する不安は、ナチ政権下での新しい政策を

実施する際の一抔の懸念を麻痺させるのに必要な対価を提供した。他方、周囲の同僚たちの解任は、それを横目で見守る多くの官吏に、自らの昇進への期待を抱かせることにもなったのである⁽¹⁰⁷⁾。

その後官吏再建法は、1937年7月1日施行のドイツ官吏法Deutsches Beamtengesetzの中に発展的に吸収された。ドイツ官吏法によって、ライヒ官庁に勤務する「直接」官吏と、州、地方自治体ならびにその他公法上の法人に勤務する「間接」官吏の別を問わず、すべての官吏はライヒ官吏Reichsbeamteとされた。同時に制定された統一的なライヒ職務懲戒規定Reichsdienststrafordnungとともに、ドイツ官吏法は第三帝国における法と行政の中央集権化への重要な一歩となり、また集権化をさらに進める国制改革の前提となった。ドイツ官吏法によって、官吏は「ナチ党によって担われた国家の意思の遂行者」と規定され、国家は官吏に「絶対服従と最大限の義務の遂行」を要求し、その代償として「生涯にわたる地位」を保証した。こうしてドイツの官吏は国民社会主義国家の「基礎杭」となったのである⁽¹⁰⁸⁾。

官吏層再建法に組み込まれた「アーリア条項」によって「アーリアの血統」という基準が決定的になった。法的規定を基礎とした、社会のあらゆる領域からのユダヤ人の追放の先鞭が付けられたという意味で、官吏層再建法は1935年9月のニュルンベルク法の前段階として位置づけることができる⁽¹⁰⁹⁾。ただし「アーリア条項」の適用基準は全く明瞭性を欠くものだったことは銘記しておかなければならない。ライヒ内務省が、「最終的には宗教ではなく、『血統、人種、血』を決め手とすべし」といくら強調しようが、人種的に「非アーリア」と「アーリア」の区別を可能にするはずの「認識特徴」が明確にされることはなく、結局はユダヤ教団への所属が判断基準にされたことは、よく知られていることである。恣意的解釈がまかり通ったことは、逆に「アーリア条項」の例外規定をも比較的簡単に生み出した。たとえば専門的知識や政治的指導力ありと判断された官吏は職にとどまることができたという⁽¹¹⁰⁾。

経済合理性が重視される経済活動の領域において、ユダヤ営業経営の存続がしばらく可能であつ

たのは、「アリア条項」適用の実際におけるこうした恣意性のひとつの現われであったと解釈することができる。しかし、やがて社会の隅々にいたるまで、いっそう厳格に「アリア条項」が適用され、公生活その他において「ユダヤ人のいないjudenfrei」状況がドイツの日常的景観となったとき、経済におけるユダヤ人の活動とその影響力の残存は、許容されざる「例外状態」として人びとに認識されるようになった。そしてこのことが経済領域からのユダヤ人の排除、すなわち「真のユダヤ人問題」の総解決を求める圧力を急激に高める要因となったのである。

1938年の対ユダヤ人経済立法発令にいたる具体的経緯と背景は、また別の文脈の中で論じる必要がある。けれども少なくとも次のことは確かである。すなわち、経済の脱ユダヤ化政策が国策として遂行される段階が来たとき、官吏層再建法、ドイツ官吏法およびライヒ職務懲戒規定によってナチ化された官吏層の中には、必要な対ユダヤ人法案の作成を躊躇する者はもはやいなかった、ということである。

註

- (1) *Reichsgesetzblatt (RGBl.)* 1933, Teil I, p. 175-177.
- (2) Verordnung zur Ausschaltung der Juden aus dem deutschen Wirtschaftsleben vom 12. November 1938, *RGBl.* 1938, Teil I, 1580
- (3) ここでいう官吏Beamteとは、直接的には監督官庁に対して（1933年12月1日以降は国民と祖国Volk und Vaterland、1934年8月2日以降はドイツ国およびドイツ国民の総統たるアドルフ・ヒトラーFührer des Deutschen Reiches und Volkes, Adolf Hitlerに対して）忠勤と諸法令の遵守を宣誓し、忠誠・勤務関係に立つ者をいう。そこには「全体の奉仕者」「公僕」を理想とする、民主的な「公務員」の響きはない。官吏の勤務関係は宣誓によって始まり、その忠勤に対して終身雇用が保証され、恩給が下賜される。他方、職員Angestellteおよび労働者Arbeiterの雇用関係は雇主である個々の官庁との間の通常の労働契約によって生じる。彼らは労働争議を通して労働協約を取り結び、定期金保険により年金の受給資格を得る。労働者と職員との間の主たる違いは、その労働形態（肉体労働か、頭腦的・事務的労働か）にある。
- (4) Mommsen, Hans, *Beamtenum im Dritten Reich. Mit ausgewählten Quellen zur nationalsozialistischen Beamtenpolitik* (Stuttgart, 1966) , p. 16.

- (5) Adam, U. D., *Judenpolitik im Dritten Reich* (Düsseldorf, 1972) , p. 46.邦訳（脚注を除く）は次を参照。山本達夫訳、増谷英樹監修「第三帝国のユダヤ人政策」『東京外国語大学海外事情研究所研究報告』127号（1998年3月）。
- (6) アーダムは、1933年3月から4月にかけて鮮明になったこの戦術は、その後の行動の規範となったとする。*Ibid.*, p. 61.
- (7) たとえば「国家指導=政治」の主唱者として個別行動の沈静化に乗り出すゲーリングが、逆に党員大衆を扇動している例もある。すなわち彼は3月11日、エッセンの経営集会で労働者たちを前に「自分は警察がユダヤ百貨店の警護隊であるなどという考えを拒否する・・・警察は詐欺師やルンペン、高利貸し、裏切り者どもを守るためにあるのではない」と発言している。Michalka, Wolfgang, *Das Dritte Reich. Dokumente zur Innen- und Außenpolitik*. Bd. 1 (München, 1985) , p. 29. Dok. 15.ただしその1週間前には、ゲーリングはユダヤ教ドイツ市民中央連盟Centralverein deutscher Staatsbürger jüdischer Glaubensとの対話の席で「政府に忠実なユダヤ市民の生命と財産の安全は、法律で保障される」と請け合っていたのであるが。Bruns-Wüstefeld, Alex, *Lohnende Geschäfte. Die "Entjudung" der Wirtschaft am Beispiel Göttingens* (Hannover, 1997) , p. 57.
- (8) 栗原優「ナチス経済社会体制の成立」『神戸大学文学部紀要』（1975/5）, 前掲論文, pp.123-124.
- (9) 栗原, 前掲論文, p. 125, 同「ヒトラーとユダヤ人絶滅政策」『文化学年報（神戸大学）』第8号（1989年3月）, p. 172.
- (10) 栗原「ヒトラーとユダヤ人絶滅政策」, p. 176.
- (11) 農林業その他の第一次産業および自由業を含まない営業（商工業）Gewerbeの経営体Betriebをいう。
- (12) Walk, Joseph (ed.) *Das Sonderrecht für die Juden im NS-Staat. Eine Sammlung der gesetzlichen Maßnahmen und Richtlinien—Inhalt und Bedeutung* (Heidelberg / Karlsruhe, 1981) .
- (13) Walk, I/6, p. 4 .
- (14) Walk, I/16, p. 6 .
- (15) Walk, I/97, p. 21.
- (16) ナチ党左派を中心とした不満分子による不穏な動きを収束させる目的で出したもの。その中でヒトラーは、「革命は永続的な状態にあるものではなく、またそうあってはならない。解放された革命の流れは、確実な進展の河床へと導き入れられねばならない・・・」とのべている。Michalka (ed.) , *op. cit.* , pp. 42-43, Dok. 27.
- (17) この同盟は1932年末に複数の闘争同盟が合流してできたナチの闘争組織で、主たる攻撃対象はいわゆるユダヤ商店、百貨店、大企業であった。Genschel, *op. cit.* , p. 44. Anm. 5 .
- (18) Walk, I/173, pp. 42-43.なおこの時期、ドイツ商工会議

はライヒ経済省宛てに書簡を送っている（7月27日）。
 この中で商工会議は、①同会議宛てに、商工会議所、経済諸団体、商社、個人から、非アリア企業に対するボイコットあるいは非アリア企業への関わり方についていかなる態度をとるべきなのかとの問い合わせが殺到していること、②ボイコットによってドイツ人従業員が巻き添えになること、③ボイコットが雇用の創出、経済振興という利益と相容れず、総統の意志にも反する、と述べている。その上で商工会議は、ライヒ経済省がこの問題について立場表明するよう要求した。Pätzold, Kurt, *Verfolgung, Vertreibung, Vernichtung. Dokumente des faschistischen Antisemitismus 1933 bis 1942* (Leipzig, 1983) Dok. 14, pp. 57-58.

(19) 1933年3月から12月にかけての失業者数は560~410万人である。

(20) Walk, I/226, p. 48.

(21) Walk, I/238, p. 50.

(22) *Die Verfassung des Deutschen Reiches vom 11. 8. 1919* (Stuttgart, 1964, Reclam Nr. 6051) , p. 41.

(23) *Ibid.*

(24) Adam, *Judenpolitik*, p. 53.

(25) フォン＝シュレーダー邸におけるフォン＝パーペンの会談において。Mühl-Benninghaus, Sigrun, *Das Beamtentum in der NS-Diktatur bis zum Ausbruch des Zweiten Weltkrieges. Zu Entstehung, Inhalt und Durchführung der einschlägigen Beamtengesetze* (Düsseldorf, 1996) , p. 9.

(26) Adam, p. 40.

(27) Hofer, Walter, *Der Nationalsozialismus Dokumente 1933-1945* (Frankfurt/M., 1957) 救仁郷繁訳『ナチス・ドキュメント—原資料による全体像』（ペリカン社、1982年）p.41. 一部改訳。

(28) Adam, p. 20.

(29) *Ibid.*

(30) *Ibid.*, pp. 20-21.

(31) *Ibid.*, p. 28.

(32) 1895年生まれ。1924年行政試補、31年5月までオPPERン県行政官、ナチの活動に関与したために免職。31年11月から32年10月まで内政局長。プロイセン州官吏などを経て、33年6月マークデブルク州知事、34-35年ライヒ内務省局長。のち従軍し、捕虜となり、戦後ヴィースバーデンで税理士業。Adam, p. 28, Mühl-Benninghaus, p. 4. Anm. 15.

(33) 1884年生まれ。フランクフルト（オーデル）での行政事務官職を健康上の理由で30年に退職。32年夏ニコライの後任として内政局長に。33年4月メルゼンブルク県副知事。Mühl-Benninghaus, p. 4. Anm. 16.

(34) 1940-46年。19年、ミュンヘン大学法学部学生の際にドイツ労働者党入党。23年10月ナチ党入党。ヒトラー一揆後、主にヒトラーの弁護活動に従事。28年ナチ法律

家連盟（NSRB）創設、29年党法制局長。30年以降国會議員。33年バイエルン州法相、法曹部門強制的同質化全権委員（34年12月まで）、ドイツ法律アカデミー総裁。34年12月ライヒ無任所相。39年ポーランド総督となり、ユダヤ人をはじめ多くの民間人の殺害に関与。46年ニュルンベルク裁判で死刑判決を受け、処刑される。*Ibid.*, p. 42, Anm. 161, Zentner, Christian, Bedürftig, Friedemann (eds.), *Das große Lexikon des Dritten Reiches* (München, 1985) , p. 183.

(35) Adam, pp. 29-31.

(36) ギュットは、何世代にもわたってドイツに定住しているユダヤ人と、第一次大戦後流入してきた東方ユダヤ人を区別した。そして、すでに「二子体制」に移行しているドイツ在住のユダヤ人より、多産な東方ユダヤ人の方がいっそう危険だとした。Adam, p. 33.

(37) *Ibid.*, p. 32.

(38) Entwurf zu einem Gesetz zur Regelung der Stellung der Juden. Adam, *Judenpolitik*, pp. 34-35.

(39) 民族監視官はつぎのことを決定した：ドイツ・ユダヤ人連盟の自治の範囲、連盟の学校や施設の維持管理、連盟に回される諸案件。さらに民族監視官には次の裁量権があった：ユダヤ人に職務上、商法上の書類提出を請求し、事情聴取すること、ユダヤ人に警察への申告義務を指示すること、ユダヤ人の書籍・印刷物を発禁にすること、ユダヤ人の退廃的な芸術作品を没収すること、公序良俗に反するユダヤ人の慣習を禁止すること、ユダヤ人の奢侈や富の顕示を禁止すること、ユダヤ人の団体および組織を解散すること。なお草案では、ユダヤ人評議会の任務についての詳細な規定はなされていなかった。Adam, pp. 35-36.

(40) *Ibid.*, p. 36.

(41) *Ibid.*, pp. 36-37.

(42) *Ibid.*, p. 37.

(43) *Ibid.*, p. 39.

(44) この表現はナチ党全国指導部官僚問題担当官、ヘッセン・ナッサウ大管区指導者J・シュプレングア Sprenger, Jacobの提言に見られるもの。*Ibid.*, p. 40.シュプレングアはのちにドイツ官吏全国連盟 Reichsbund der Deutschen Beamtenの創設者としてドイツ官吏層名誉総裁になる。Höffkes, Karl, *Hitlers Politische Generale. Die Gauleiter des Dritten Reiches* (Tübingen, 1986) , pp. 319-320.

(45) 1881年生まれ。内務官僚から1919年にライヒ経済省行政事務官に転身。25年「政治信条」のため辞職し、弁護士になる。32年までドイツ国家人民党員で、フーゲンベルクの腹心としてハルツブルク戦線を熱心に支持した。32年3月、国家人民党の同僚で、後に首相官房長になるランマース Lammers, Hans-Heinrichとともにナチ党入党。翌年2月、フリックの推薦でライヒ内務省次官に抜擢される。43年、内相フリックがボヘミア・モラヴィア

- 総督に左遷されたのにもない辞任。Mühl-Benninghaus, p. 5. Anm. 20, Adam, p. 41, Anm. 86.
- (46) Vorschläge für Verwaltungsmaßnahmen einer nationalen Regierung im Reich und Preußen. この覚書は、Mommsen, *op. cit.*, pp. 127-135. に史料として収録されている。
- (47) なおプフントナーはこの覚書を、ヴァルター・フンク（1890-1960年。31年、ナチ党総統の経済顧問、ナチ党全国指導部経済政策委員会委員長。33年、ライヒ啓蒙宣伝省広報室長、同次官。37年、ライヒ経済大臣、39年、ライヒスバンク総裁。ニュルンベルク裁判で終身刑の判決をうけるが、57年釈放。）と、おそらくゲーリングにも提出していた。Mommsen, *Ibid.*, p. 127.
- (48) Mühl-Benninghaus, p. 6.
- (49) 1903年生まれ。29年以降ヘッセンの地区裁判所判事。30年ナチ党入党、31年親衛隊入隊。同年、将来のナチ党による政権掌握時の行動計画である「ボックスハイマー文書Boxheimer Dokumente」の起草に関与したかどで国家反逆罪に問われて免職。33年ヘッセン州警察長官。35年ベルリンの秘密国家警察局に移り、親衛隊国家公安本部設置後、その第II局（法制・行政）局長。40-42年、フランスで対レジスタンス戦を指揮、42-45年、デンマーク担当国家全権委員。親衛隊大将（44年）。49年、デンマークの裁判で死刑の判決をうけるが、禁固12年に減刑され、刑期満了を待たず51年釈放。Das Große Lexikon, *op. cit.*, pp. 73, 84-85.
- (50) Die Beamtenschaft und die kommende nat [ional] soz [ilistische] Bewegung. Mühl-Benninghaus, p. 3.これと似た提案は先に言及したナチ党法制局のニコライやハイデブラントにもみられる。彼らは官吏ポストの削減のため、ヴァイマル憲法で規定された官吏の「既得権」の厳格な既定を廃止することを主張していた。*Ibid.*, pp. 3-5.
- (51) Adam, pp. 41-42.
- (52) Gruchmann, Lothar, *Justiz im Dritten Reich 1933-1945. Anpassung und Unterwerfung in der Ära Gürtner* (München, 1988), p. 132.
- (53) Mühl-Benninghaus, p. 18. Anm. 79.
- (54) Bund Nationalsozialistischer Deutscher Juristen. 1928年、ライヒ法曹指導者フランクFrank, Hans（42年以降はティーラックThierack）によってベルリンで結成されたナチ党の専門組織。党および党員の法的弁護、党綱領の法制への導入、法曹関係団体の強制的同質化などを目的とした。36年に国民社会主義法曹同盟Nationalsozialistischer Rechtswahrbund（NSRB）と改称。会員数約8万3000人（35年）Das Große Lexikon, *op. cit.*, p. 410.
- (55) Mühl-Benninghaus, p. 9.
- (56) Adam, pp. 61-62.
- (57) Preußenschlag.ライヒ首相フォン・パーペンによる、社会民主党首班のプロイセン州政府に対するクーデタ。パーペンは大統領緊急令によりロイセン州首相ブラウン（社会民主党）以下政府の全閣僚ならびにベルリン警察長官、保安警察長官を罷免し、自らプロイセン担当国家全権委員となった。共和国防衛の最後の砦と目されていたプロイセン州政府が排除されたこの事件により、ナチ党による政権掌握への道が地ならしされたとされる。
- (58) Mommsen, *op. cit.*, p. 132, Mühl-Benninghaus, pp. 7-8. プフントナーはその理由として、プロイセン行政府の規模と、社会民主党主導の連立政府によって行なわれた社会民主党員の官吏への大量登用を挙げている。
- (59) Mühl-Benninghaus, p. 17.
- (60) 委員会の構成員は次の通り。ライヒ内務大臣兼プロイセン内務大臣フリック、ライヒ副首相パーペン、ライヒ財務大臣シュヴェーリン・フォン・クロージク、ライヒ法務大臣ギュルトナー、ライヒ経済・食糧大臣フーゲンベルク、ライヒ無任所大臣兼プロイセン首相ゲーリング、プロイセン財務省ライヒ全権委員ポーピッツ。
- (61) Adam, p. 52, p. 55.
- (62) 彼はこの中で、「この浄化過程の第一の目標は、ある種の健全で自然な状態を再び作り出し、第二に国家の重要な一定のポストからライヒの存亡を委ねることのできない分子を排除することにすぎない」と述べている。Mühl-Benninghaus, pp. 24-25.
- (63) *Ibid.*, p. 17.
- (64) *Ibid.*, pp. 17-22, Adam, pp. 55-61, Mommsen, pp. 39ff.による。
- (65) 1932年にプロイセン法務省ライヒ全権委員に任命され、同省次官になる。ナチ党からは「左寄りの中央党員」と見なされ、33年4月、フライスラーの次官就任により地方上級裁判所長官に左遷される。Mühl-Benninghaus, p. 17. Anm. 78.
- (66) 1884-1945年。1914年プロイセン内務省入省、17年以降ライヒ財務省の業務にも携わり25-29年ライヒ財務省次官、財政改革に従事。その後ベルリン大学名誉教授になっていたが32年10月、プロイセン担当ライヒ全権委員パーペンによりプロイセン財務大臣代理に任命され、同時にライヒ無任所大臣になる。33年4月、プロイセン財務大臣。ナチ党員ではなく、ナチの政策、とくにユダヤ人迫害に反対して38年に辞任を申し出たが拒否された。45年2月、反ナチ抵抗運動に関与したかどで（クーデタ成功の暁は文化・財務大臣就任を予定されていた）処刑される。Mühl-Benninghaus, p. 18, Anm. 80. Das Große Lexikon, *op. cit.*, pp. 450-451.
- (67) 1888年生まれ。1920年プロイセン内務省入省、32年地方局長。何人かの大管区指導者たちは彼を「杓子定規な役人Bürokrat」と非難した。43年のヒムラーの内相就任と同時に解任された。Mühl-Benninghaus, p. 18. Anm. 81.
- (68) 1876年生まれ。1920年ライヒ労働省入省。23年ナチ党入党。33年3月、フリックによりライヒ内務省に召喚され、全権委任法の施行にともなう憲法、官吏法の諸問題

- を担当。34年2月、第IV局（官吏、国家公民、国外移住）局長。Mühl-Benninghaus, p. 19. Anm. 85. プフントナーは彼を「官吏層再建法の父」と呼んだという。Mommsen, *op. cit.*, p. 43.
- (69) 1891-1945年。第一次大戦参戦後21-28年、ベルリン上級地方裁判所付弁護士。29年、ブランデンブルク税務署参事官。ナチ運動に関与し、29-33年まで停職処分。30年以降ライヒ議会議員。32年11月、ナチ党ライヒ議会議員団長。32年12月以降、ナチ党大ベルリン大管区官吏局長。33年7月、ライヒ内務省上級参事官。45年4月ベルリンで戦死。
- (70) 出席予定者は次の通り：パーベン、フリック（ライヒ内務大臣）、ゲーリング（プロイセン内務大臣）、シュヴェーリン・フォン・クロージク（ライヒ財務大臣）、フランツ・シュレーゲルベルガー（ライヒ法務次官）、ポーピッツ。
- (71) Mühl-Benninghaus, p. 19.
- (72) Adam, p. 61.
- (73) *Ibid.*, p. 57.
- (74) Mühl-Benninghaus, p. 22.
- (75) Adam, *op. cit.*, pp. 59-60. Anm. 181. ミュール＝ベニングハウスも同様の立場に立っている。Mühl-Benninghaus, p. 17. これに対してモムゼンは、むしろライヒ内務省の主導権を主張している。Mommsen, p. 41.
- (76) Mühl-Benninghaus, p. 22. 「愛国的nationalで政党の影響を受けない職業官吏層再建ならびに行政の簡素化のため、官吏は、ライヒ法および州法の規定が必要とする前提のない場合であっても退職させられ得る。」Adam, p. 58.
- (77) Mühl-Benninghaus, p. 24.
- (78) 免職・解職の対象者の一部は名簿に登録されていたが、この名簿はヴァイマル共和国の最後の数年間に、ドイツ国家人民党とナチ党が作成していたものである。
- (79) この指令は1919年2月26日付「直接国家官吏の一時的休職処分に関する政令」に基づくものである。*Preußische Gesetzsammlung* 1919, Nr. 13, pp. 33-36.
- (80) Mühl-Benninghaus, p. 11, Anm. 48.
- (81) Adam, p. 47.
- (82) Mühl-Benninghaus, pp. 12, 16.
- (83) *Ibid.*, p. 16.
- (84) 1887-1941年。第一次大戦参戦をはさんで司法省官吏。23年ナチ党入党。28-33年、プロイセン州議会議員、32年、州議会議長。33年3月プロイセン司法省ライヒ全権委員、34年4月から34年7月までプロイセン司法大臣。33年11月、ライヒ議会議員。34年7月からライヒ無任所大臣、35年7月以降ライヒ教会問題担当大臣。*Ibid.*, pp. 49-50. Anm. 197. *Das Große Lexikon*, pp. 307-308.
- (85) Adam, pp. 50-51.
- (86) Mühl-Benninghaus, pp. 16-17.
- (87) 同法の改訂法は6次にわたって出され、さらに7つの遂行規定（うち第二遂行規定に関して6つの改訂令が出された）その他多くの付随規定が追加された。
- (88) Mühl-Benninghaus, p. 191. ヘスの代理人ゾンマーSommer, Waltherは、「彼ら〔官吏たち〕はナチ党員にはなったのだろうが、ナチ主義者にはならなかった」と述べている。*Ibid.* pp. 133-134.
- (89) Nationalsozialistischer Rechtswahrerbund. フランクにより1928年に創設された国民社会主義ドイツ法律家連盟（Bund Nat.-soz. dt. Juristen : BNSDJ）の1936年以降の名称。法曹領域のすべての職業連盟を強制的同質化するための手段として機能した。加盟員数：233人（1930年）、1374人（1932年）、8万2807人（1935年）。連盟の総裁はフランク（1928-42）とティーラック（-1945）。
- (90) Nationalsozialistischer Lehrerbund. 1929年にシエムSchemm, Hans（1891-1935）によってナチ教育者の組織として創設されたナチ党に付属する連盟。本部はパイロイト（「ドイツ教育の家」）。35年のシエムの死後はヴェヒターWächter, Fritzが連盟の全国指導者を引き継いだ。同連盟の主たる課題は全教師にナチの世界観を植え付けることにあった。
- (91) Nationalsozialistisches Kraftfahrkorps. 1931年4月にヒューンラインHühnlein, Adolf（1881-1942）の指揮下に、ナチ自動車軍団Nat.-soz. Automobilkorpsから分設されたSAの特別編成部隊（34年8月にSA自動車部隊に統合）。設立当初は政治宣伝的な色合いがあったがのちに国防政策的観点で重視され、青年の自動車運転教習と陸軍の自動車運転要員の教育がその重要な任務となり、陸軍や空軍の輸送業務に従事した。開戦時の隊員数は約50万人。
- (92) Nationalsozialistische Volkswohlfahrt. 約1700万人の加盟員（1943年）を擁し、ドイツ労働戦線DAFに次ぐ最もポピュラーなナチの大衆組織。1931年ベルリンで地方的な自助組織として設立されたが、1933年5月ヒトラーの命令によりナチ党全国指導部国民福祉局長ヒルゲンフェルトHilgenfeldt, Erichを指導者として全国組織として組織された。「国民社会主義の福祉厚生に関わるすべての問題」を扱うとされたNSVは、内政的には社会政策の手段として機能し、冬季救済事業、母子援助事業など多くの支援活動を通して、ナチズムを「行動の社会主義Sozialismus der Tat」と宣伝した。一見非イデオロギー的なNSVの福祉活動は体制に距離を置く国民にとっても受け入れやすいものであったが、実際にはNSVの活動はナチの人種・遺伝生物学的な選別基準によって規定され、また扶助も個々の困窮に対してではなく、「ドイツ民族のできる限りの業績達成」のために行なわれた。
- (93) Reichsluftschutzbund. 1933年4月にゲーリングによってライヒ航空省の組織として設置された公の防空連盟で、空軍最高司令官の指揮下におかれた。1035年5月26日の防空法をへて開戦時には1300万人以上が加盟し、全国3800の特殊学校で訓練が施された。開戦後RLBは公法

上の団体となり、44年にナチ党がこれを引き継いだ。

- (94) Mühl-Benninghaus, p. 191.
- (95) *Ibid.*, pp. 83, 91.
- (96) ミュール＝ベニングハウスはその理由として、円滑な業務遂行、同僚としての連帯感や人道主義的または民主主義的な動機をあげている。また官吏層再建法とその関連法令は多義に解釈できる条項が多数あったが、官僚たちは法的不確定性、法的矛盾、未定義の部分を自らの利益に即して解釈し、自らの経済状態と地位の保全を図ろうとした。*Ibid.*, pp. 86-87.
- (97) 新規採用された「古参党员」たちは絶対服従と政治的信頼性という点では問題がなかったが、専門的適正という点では前任者に劣っていることがしばしばあった。人手不足はとくに中下級の職で、上級職や政治部門、教職部門では人員不足問題はなかった。また再雇用規定は行き過ぎた根拠のない解職処分を修正する可能性をもつものであった。*Ibid.*, pp. 87, 92.
- (98) 本来なら服務可能な官吏へ恩給を支給しなければならぬという財政的な問題も重要で、こうした観点を前にしたとき、官吏の政治的態度は彼の再雇用を妨げるものではなかった。*Ibid.*, pp. 92-93.
- (99) Mühl-Benninghaus, p. 85.
- (100) *Ibid.*, pp. 60-83.
- (101) 高い適用数の原因として、ヴァイマル期に設置された同省には比較的多くの社会民主党員が働いていたことが挙げられる。同様の傾向は同省管轄の職業安定所、失業保険事務所における職員・労働者の処遇に際しても確認できる。*Ibid.*, pp. 76, 80.
- (102) *Ibid.*, pp. 76, 79.
- (103) Broszat, Martin, *Der Staat Hitlers. Grundlegung und Entwicklung seiner inneren Verfassung* (München, 1969), p. 306.
- (104) Mühl-Benninghaus, pp. 82, 189.
- (105) *Ibid.*, pp. 88-89.
- (106) *Ibid.*, p. 92.
- (107) *Ibid.*, pp. 83, 91.
- (108) *Ibid.*, pp. 160-161. なお全官吏の約2割が35年までにナチ党员として登録され、人事に関わる官吏は基本的に全党员でなければならないとされた。*Ibid.*, pp. 107, 110
- (109) Mühl-Benninghaus, p. 84.
- (110) *Ibid.*, p. 47, Pätzold, Kurt, *Faschismus, Rassenwahn, Judenverfolgung* (Berlin, 1975), p. 176.